

# ビリヤード普及振興事業 協力金規程



公益社団法人 日本ビリヤード協会

第5版 2022年3月16日

<文管 3-02>

(目的)

- 第1条 本規程は、公益社団法人日本ビリヤード協会（以下、「本協会」という）及びその加盟団体が実施する事業のうち、ビリヤード界全般の発展に寄与すると認められるビリヤード普及振興事業に対する助成について定めたものである。

(名称)

- 第2条 事業の名称を「ビリヤード普及振興事業協力金」（以下、「本事業」という）とする。
2. 本事業で扱う資金の名称を「協力金」として、英文名を NBA Support Fee (略称 NSF) とする。
  3. 本事業を管轄する委員会の名称を「協力金実行委員会」（以下、「本委員会」という）とする。

(会計年度)

- 第3条 本事業の会計年度を毎年4月1日より3月31日までとする。

(管理の内容等)

- 第4条 管理の内容及び範囲並びに運營業務については「協力金実行委員会規程」に定める。

(協力金の使途)

- 第5条 協力金の使途は次の事項に限定される。
- (1) 国際大会に本協会からの派遣により出場して、3位以内に入賞した選手への報奨金。
  - (2) アジア大会関連事業並びに選手及び役員への助成。
  - (3) ジュニア育成事業並びに選手及び役員への助成。
    - ① 全日本ジュニアナインボール選手権大会（JOC カップ）並びに選手及び役員への助成。
    - ② その他ジュニア育成のための事業への助成。
  - (4) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟に関する助成及び都道府県体育（スポーツ）協会加盟の入会金及び初年度会費への助成。
  - (5) 国民体育大会デモンストレーションスポーツ及び国民体育大会記念大会全国アマチュアビリヤード都道府県選手権大会への助成。
  - (6) 学生等への競技普及事業への助成。
    - ① 日本学生ナインボール選手権大会への助成。
    - ② 全日本学校対抗ナインボール選手権大会への助成。
  - (7) 国際大会の国内予選、同予選に参加する選手及び役員並びに当該国際大会に本協会からの派遣により参加する選手及び役員への助成

- (8) ビリヤードの発展、活性化に資すると認められた事業への助成。
  - ① 助成金額が 10 万円未満で本委員会が承認した事業。
  - ② 助成金が 10 万円から 30 万円未満で本委員会の審議を経て理事会が承認した事業。
  - ③ 助成金が 30 万円以上で本委員会、理事会の可決を経て総会が承認した事業。
- (9) 協力金口座を本協会の他の口座に移動するための要件は次のとおりである。
  - ① 使用目的及び金額を理事会に提示し、その承認を得るものとする。
  - ② 協力金口座から本協会の他の口座へ移動中の金額は総額で 200 万円を限度とする。
  - ③ 移動日から起算して 1 年以内にその全額を協力金口座に戻すものとする。
  - ④ 緊急時等には、理事会の承認により前記 ② 及び ③ の要件を解除できる。
- (10) オリンピック及びパラリンピックに関する事業への助成。
- (11) アンチ・ドーピング活動に関する事業への助成。
- (12) その他、本委員会の審議を経て理事会が承認した事業及び事案。

(協力金の徴収)

第 6 条

- (1) 協力金の徴収対象は次の通りである。
  - ① 本協会のビリヤードカレンダーに掲載されている大会の各主催者または主管者より、掲載料 1 万円を協力金として徴収する。
  - ② 本協会のビリヤードカレンダーまたはホームページに掲載されている大会の各主催者または主管者より大会協力金として、参加者 1 名当たり 200 円を徴収する。
  - ③ 本協会の支部及び加盟団体より、別表に記載される金額を協力金として徴収する。なお、当該金額は全国代表者会議で決定する。
- (2) 以下の事業は本条(1)①、②より除外する。
  - ① 日本プロポケットビリヤード連盟(JPBA)が実施するプロテスト。
  - ② 全日本ジュニアナインボール選手権大会 (JOC カップ)
  - ③ 日本学生ナインボール選手権大会
  - ④ 全日本学校対抗ナインボール選手権大会
  - ⑤ 国民体育大会デモンストレーションスポーツ及び国民体育大会記念大会 全国アマチュアビリヤード都道府県選手権大会
- (3) 協力金の支払期限及び方法は次のとおりである。

- ① 本協会のビリヤードカレンダーに掲載されている大会の各主催者または主管者は、大会終了後 1 週間以内に本協会ホームページに掲載の「協力金連絡票」に必要項目を記入して、本委員会にメール添付または Fax で提出する。請求書が必要な場合は「請求書希望」欄にチェックを入れる。
- ② 前号の各主催者または主管者は、掲載料及び出場人数に応じた協力金を大会終了日より 1 ヶ月以内に支払う。但し、3 月に開催される大会の支払期限は 3 月 31 日とする。複数大会の一括納入を希望する場合は 予め本委員会の承認を必要とする。
- ③ 支部及び加盟団体は、毎年 10 月 31 日までに「協力金連絡票」を本協会に提出して負担金を支払うものとする。
- ④ 支払方法は協力金口座への振込とし、振込手数料は本事業が負担する。

(権利)

第 7 条 本協会のビリヤードカレンダーまたはホームページに掲載されている大会の各主催者または主管者は、大会データを本協会事務局に提出することにより、試合要項、試合結果を本協会ホームページに掲載することができる。

(解散)

第 8 条 本事業は以下の要件をもって解散することが出来る。

- (1) 本事業はビリヤード界の状況の変化等により、本事業の存在意義または合理性を失する等の場合、理事会決議及び総会の承認をもって解散する。
- (2) 本事業終了時において本事業が残金を有する場合、本協会の理事会決議及び総会承認により残金の処理方法を定め、残金の処理が終了したときに解散する。

(改廃)

第 9 条 本規程の改廃は理事会の決議により行う。

(その他)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

以上

< 別 表 >

支部及び加盟団体の負担金

支部・加盟団体	金額
北海道支部	20,000 円
東北支部	40,000 円
関東支部	150,000 円
埼玉県協会	20,000 円
神奈川県協会	20,000 円
千葉県協会	20,000 円
静岡県協会	20,000 円
中部支部	90,000 円
関西支部	140,000 円
北陸支部	35,000 円
中国支部	35,000 円
四国支部	30,000 円
九州支部	40,000 円
沖縄支部	10,000 円
日本プロビリヤード連盟 (JPBF)	20,000 円
日本プロポケットビリヤード連盟 (JPBA)	40,000 円
日本車椅子ビリヤード協会 (JWBA)	5,000 円
特定非営利活動法人日本スヌーカー連盟 (JSA)	10,000 円

※ 支部の金額には日本アマチュアポケットビリヤード連盟 (JAPA) の負担金を含むものとする。

以上

## 改定履歴

版	発効日	改定内容
第1版	2011年1月1日	初版制定
第2版	2013年6月25日	第5条.(7)を2013年6月25日の総会決議により追加。
第3版	2015年3月26日	第5条.(8)を2015年3月26日の定例理事会決議により追加。
第4版	2018年3月23日	タイトルを変更(規約から規程に変更)。 細則を「協力金実行委員会規程」として分離する。 一部語句を訂正。規程関連書式統一。最終ページに改定履歴を表示。 第5条.(9)を2018年3月23日の定例理事会決議により追加。
第5版	2022年3月16日	文書名を「ビリヤード普及事業振興協力金規程」から「ビリヤード普及振興事業協力金規程」に改称。それに伴う条文を訂正。 条項等の追加による条番・項番の変更  第3条を(期間)から(会計年度)に変更し条文を訂正。 (3)で記述していた委員会の解散について、新たに第8条(解散)を追加し、事業の解散について明記。 第4条を(管理運営)から(管理の内容等)に変更し条文を訂正。 第5条の(5)(6)へ項目追加し以下項番を繰り下げる。(7)に記載の本協会に対しての短期貸し出しという表現を(9)にて協力金口座を本協会の他の口座に移動するという表現に変更し、それに関わる条文を変更。(12)を追加。 第6条を(資金調達)から(協力金の徴収)に変更し条文を見直し、訂正。 第7条の条文を訂正。 別表のタイトル、金額表示形式他の変更。